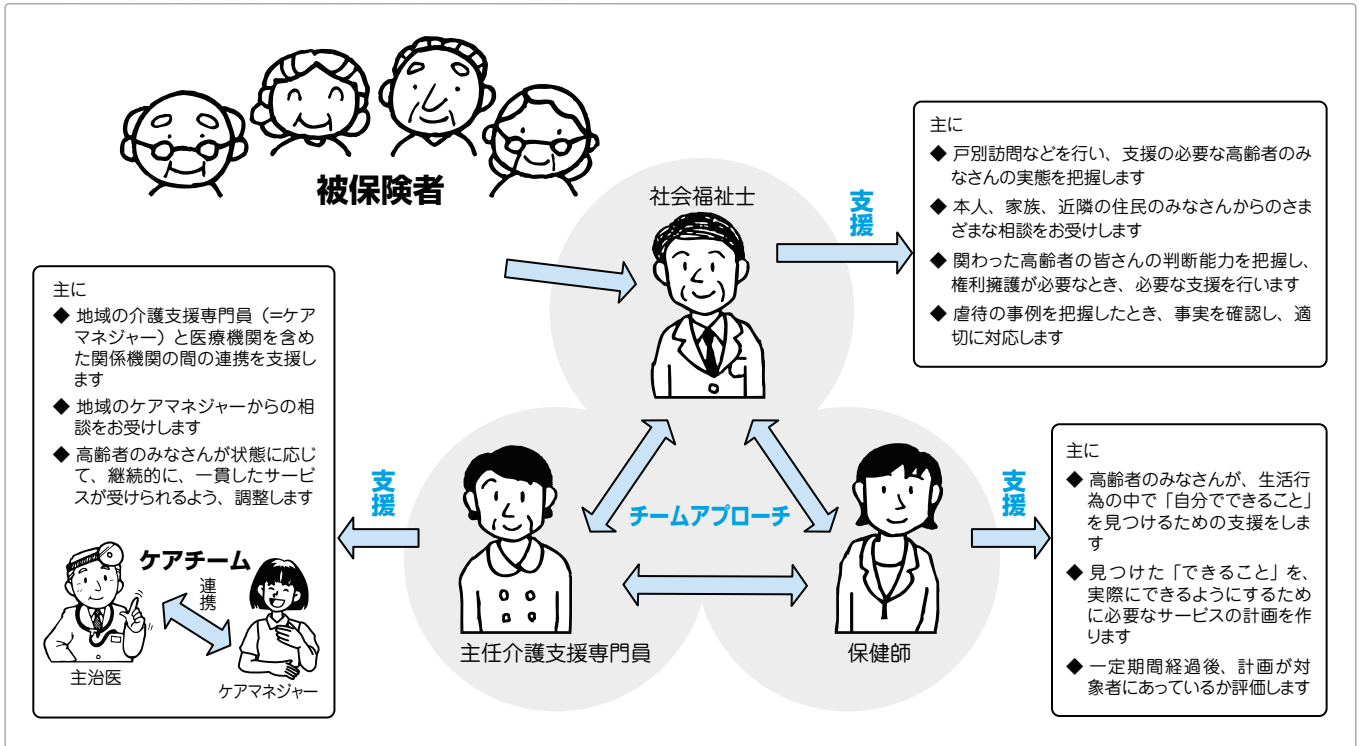


# 介護保険 介護保険 介護保険

## 地域包括支援センターの概要



### そのほかの改正のポイント

#### 地域密着型サービスの創設

身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供ができるように新たに地域密着型サービスが創設されます。

このサービスは、認知症高齢者のグループホームなどで、原則、市民のみの利用となります。

#### サービスの質の確保・向上

良質のサービスが提供されるように、すべての介護サービス事業者に事業所の情報開示が義務づけられます。あわせて、事業者指定更新（6年）や、ケアマネジャー資格の更新（5年）が必要になります。

#### 第1号被保険者（65歳以上）の保険料の見直し

所得の低い人の保険料の軽減を図るため、保険料の区分を左図のとおり改めます。改

### 改正後の保険料区分

区分	現行	改正後
市民税非課税世帯の人で、合計所得金額（※）と課税年金収入との合計額が80万円以下の人	第2段階	新第2段階
市民税非課税世帯の人で、上記に該当しない人		新第3段階

※合計所得金額…収入合計から必要経費に相当する額を控除した金額のことで、扶養控除や医療控除などの所得控除をする前の金額です。

正後の新第2段階の保険料率は現行（基準額の75%）より低く設定することとし、現在、「鳥取市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画作成委員会」で検討を進めています。また、特別徴収（保険料が年金から天引きされる方式）の対象となる年金が、遺族年金、障害者年金に拡大されるなど、より便利になります。

問い合わせ先 市役所 南庁舎 高齢社会課 ☎(0857)2013451